障害者任免状況の公表について

地方公共団体の任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、厚生労働大臣に通報した障害者である職員の任命状況を公表することとされておりますが、同法施行規則により、やむを得ない場合には、その内容に代えて内容を公表しない旨及びその理由を公表することとされています。

上尾伊奈資源循環組合では、常勤の職員の人数が少なく、他の情報と照合し、または各年の数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推測されるおそれがあるため、公表を差し控えます。